

令和6年度・第4回 富士見市国民健康保険運営協議会 議事録

日 時	令和6年9月12日（木曜日）		開会 午前10時00分			
			閉会 午前11時20分			
場 所	富士見市役所2階 市長公室					
出席者	委 員	吉野会長	新井委員	東海林委員	向井委員	萩元委員
		○	○	○	○	○
		齊田委員	高橋委員	塩野委員	厚澤委員	三枝委員
		○	○	○	○	○
		池内 会長代理	南委員	横手委員	黒田委員	富士原委員
		欠	欠	欠	欠	欠
		石丸委員	北村委員	濱田委員		
	欠	欠	欠			
	事務局	市民部 塩野部長、下田副部長 保険年金課 柏木課長、三村主査、叶主任、白井主任				
公開・ 非公開	公開（傍聴者なし）					

会議録 確認	会議録署名委員 新井 委員 東海林 委員
議題	1 開 会 2 諮 問 3 挨 拶 4 会議録署名委員の選出 5 議 事 (諮問事項) 諮問第1号 令和7年度富士見市国民健康保険の財政運営について(継続 審議) 6 その他 7 会議録の確認について 8 閉 会
議 事 内 容	
事務局	1 開 会 開会の宣言、資料確認、委員の出席状況(10名出席、8名欠席)と会議成 立、傍聴の状況(傍聴者0名)の報告。
会長	2 諮 問 3 挨 拶 運営協議会会長あいさつ 吉野会長
事務局	4 会議録署名委員の選出 新井委員と東海林委員を指名 5 議 事 (1) 諮問事項 諮問第1号 令和7年度富士見市国民健康保険の財政運営について(継続 審議)
会長	事務局より、令和7年度富士見市国民健康保険の財政運営について説明 ここで質疑を受けます。
委員	これは県のほうで提示された税率ということであると思うのですけれど も、他の市町村では4方式を採用している。見ると、令和5年度に19です か。ですから、全県的に見れば43は2方式、ほかの自治体の20は3方式 ないし4方式で採用していると。こういったものを全て2方式に統一する という方向性は、もう既に決定していることなのではないでしょうか。
事務局	こちらの方式の関係ですけれども、こちらにつきましては、埼玉県として は2方式でいくということ考えているということでございます。

<p>委員</p>	<p>そうすると、それぞれの自治体によって4方式、いわゆる資産割、平等割で賦課しているところもあるということなのですけれども、そういったところとの均衡といいますか、富士見市の場合は令和2年度から資産割、平等割を廃止して2方式のほうに移行した。激変緩和というのですか、あまり所得割のほうを急に増やしてはいけないということで徐々に、緩やかに上げていったという経緯があるのではないかと思うのです。私が思うには、県の推計 14.05%というのはそういった不安定要素の中で出している推計ではないかと私なりに勝手に思っているのです。逆に言うと、この後各市町村でワーキンググループ、財政部会とかいろいろあります。ちょっとホームページ見たら富士見市はどこにも関わっていない。従来の、近隣で行くと川越とか所沢、財政のほうのいわゆる税率の関係をやっているようなのですけれども、そういったところに関わっていないように思うのですが、この税率というのはある意味現時点での到達目標としての 14.05%ということで、将来的に税率は社会情勢、あるいは国保を取り巻く状況、あるいはもっと言えば 2025 年問題、いわゆる後期高齢者が、もう既に団塊の世代が後期高齢者のほうに移っていますけれども、被保険者数が減少していくと。しかしながら、1人当たりの医療費は横並び、あるいはまた増えてくる。そういった状況の中で、14.05%というのはある程度今現時点での推計値であって、今後、ここで試算出していますけれども、増減はあるのかどうかという可能性なのです。私そこはちょっと気になっているところで、今後の見通しとか、そういったものについて、今考えはあるのでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>令和9年度の県が示した見通しの 14.05%というところの増減の部分でご質問かと思えます。こちら、確かに委員おっしゃるとおり、令和9年度の率につきましては、現在考えられる医療費の動向ですとか、そういった様々な部分を県が推計した上で設定しているものでございます。確かに団塊の世代が後期高齢者に移行いたしまして、今後の医療費の動向というのが、令和9年度まで上がり続けるかとか、あるいは社会情勢の影響で 14.05%に必ずいくのかということ、そういう可能性というのは必ずしもそうではないというふうには考えております。そういったことで、今後、8年度、9年度変化する可能性も十分にそれはあり得ますので、事務局といたしましては現在の法定外繰入れ、これは3億9,000万確実にございますので、そういった部分をまず解消するといった意味、これが一つ理由としてはございます。そういった中で、県の示す 14.05%といったことも踏まえて、令和7年度の税率ということで、単年度ごとに今後考えていくといったことも踏まえて提示をさせていただいているというような状況でございます。</p>
<p>委員</p>	<p>これから本格的に来年度の予算編成に入ると思うのです。予算は予算として、国保の運営協議会の中で来年議会に向けて数字を改めてみて、どんなものかということになると思うのです。私基本的には、今回、言ってみれば富士見市の税率というのは、水準は県平均、あるいは近隣に比べて低い。そして、法定外繰入れもかなり大きい。これはもう事実なので、それを解消するということは、あるいは改善するということはぜひとも必要であるというふうに思っています。先走ってしまうと来年度、例えば予算編成これか</p>

	<p>らあるので試算をして、その段階でいきなり法定外繰入れゼロということはありませんと思うのです。そのときに果たしてどういうふうに思うのか。先にいって最終的には、私が思うには、委員として参加している立場とすれば、やはり法定外繰入れというのはゼロに近づける、あるいはゼロにするのが運営方針の目的であろうと思うのです。その辺について見通しというのですか。やはり説得するための材料としては、一般会計にある意味補填をお願いしている立場としてどういうスタンスで臨むのかというのは一番心配なのです。決算が出ないと分からないのですよね。予算ですから。その辺はちょっとお聞きしておきたい。最終的には来年度の予算編成のときですけれども、今の感触として。</p>
<p>事務局</p>	<p>今回の税率改定で法定外繰入れどれくらい解消できるのかといったようなご質問だったかと思います。今回の税率改定で法定外繰入れの解消分といたしましては、大体2億3,000万から4,000万程度というように考えております。5年度の決算の額が、法定外繰入れが3億9,000万ということで、そこを一気になかなか解消するのは、これはかなり負担が大きくなって難しいというふうにも考えております。そういった中で、とはいっても、やはり運営方針の中でもありますとおり、解消といったものは実行していかなければいけないといった中で、2億3,000万から4,000万程度、3億9,000万の半額以上ということは解消していけるということになると見込んでございます。</p>
<p>委員</p>	<p>分かりました。最終的には私、先ほど言ったように、税率改定やむなしという立場なのですけれども、事務局が提示した案A、B、C、それぞれお考えになっていることだと思うのですが、私はちょっとこの辺の扱いがどれがベターなのか、いや、ベストはないと思うのです。ベターなのか、平準化するといったらBがいいのかなとか、その程度しか分からないのです。しかも、将来的に税率が固定的に14.05%を目標にしているわけではないという不安定要素があるとすれば果たしてどれがいいのかちょっと検討がつかないということなのですけれども、事務局としてはどういうスタンスで今お考えなのか。</p>
<p>事務局</p>	<p>確かにおっしゃるとおり3つの案を提示させていただいたのですが、なかなかそこで大きな違いというふうになりますと、最終的な目標値の14.05%というのも最終的にはもしかすると変わるかもしれないといった中で難しいものがあるかと思いますが、事務局といたしましては、B案がより妥当なのかなというふうに考えております。それはやはり今回の改定幅といったものを考えた場合や今後の社会情勢といったことで考えた場合、できるだけこの期間の中、ある程度平均的に変化をさせていただいて、財源を確保していきたいというふうな思いがございます。そういったことで、金額的に増える額、そういったものを均一的に3年間で確保していきたいと。そういった中で、単年度でその都度税率というのを見直すといったタイミングがございますので、その中で改めて標準保険税率というのを考えながら検討していければというふうに考えております。</p>

<p>委員</p>	<p>表のほうのまず1人当たりの平均年税額というのが9万9,210円というのがありますよね。これ言い換えると資料でもらった、いわゆる世帯の所得段階の中で150万前後なのかな。所得金額、課税基礎額になるのかな。その辺の世帯をターゲットに試算しているのかなと思うのですけれども、私のほうは9万9,210円というのが所得水準、このくらいの世帯の1人当たり、あるいは2人家族でもいいのですけれども、それがいいのですけれども、この表の9万9,210円というのはどのように見ればいいのか。これ見ると、各案の詳細で世帯の所得段階というのがありますよね。この所得段階の中で課税基礎額9万9,210円というのが1人当たりどこに入るかというと100万から200万の所得の間のほうの現行の金額に入るのではないかなというように私の見方なのです。ですから、この表はあくまでもいわゆる富士見市の国保加入世帯の所得段階の平均的なものを採用して出していますと。例えばこれよりも多ければ、例えば2万とか3万年税額は上がってしまいますよ。いや、これよりも低い。低所得者層は、7割、5割、2割の軽減措置も含めてもう少し負担が少ないのですよということが言えると思うのですけれども、この表だとベースとなる所得金額のある程度の平均値なのかどうかというのが9万9,210円の中の数字には分からないのです。そここのところの質問なのですが。</p>
<p>事務局</p>	<p>現在の値ということで1人当たり平均年税額9万9,210円と出ささせていただきましたが、こちらは実際の課税の際には月割り増減というものを踏まえた数値となっております。年度途中で資格喪失される方、また年度途中で資格取得される方につきましては、丸々1年12か月分の課税ではなく数か月分の課税となるようなケースもございますので、そういった内容を見込んで最終的な課税額に近いという形での年税額を出させていただいたものが9万9,210円となっております。一方で附属資料として出ささせていただきました世帯の所得段階別の平均年税額につきましては、そういった月割り増減の影響を排除いたしました月割り増減前の資料とさせていただきます。こちらによりますと、先ほど申し上げましたような数か月分の課税というものが排除されるような形になりますので、本来でありますと月割り増減などを見込んだ場合の表とするのであれば、この附属資料の一番下の合計の金額の1人当たり平均年税額のところが今現行10万2,010円となっておりますけれども、ここが月割りの影響を加味するのであれば9万9,210円となるようなイメージではあるのですけれども、そういった月割り増減の影響をこの資料としては排除させていただいて、単純に税額を所得段階ごとに上げていった場合の年間でのトータルの影響額ということに御覧いただきたいというふうに思ったのが今回の資料の内容となりますので、そういった計算方法の違いによりまして金額のほうはそうとなっております。</p>
<p>委員</p>	<p>今の説明で分かった人がいるとすればすばらしいと思うのですけれども、資格喪失とかそういった、いわゆる変動ですよね。変動したのを見込めかどうとか、そういう意味合いで今説明を聞いたのですけれども、非常に分かりにくくて何かもう少しシンプルに、これから例えばさらに議会とかいろいろ出てくると思うのです。ある程度注釈を加えて、間違えてはい</p>

	けないので、もっと分かりやすいつくりの資料にしたほうが私は、今の説明を聞いても、内情は私も検討はつきます。ただ、なかなか理解しづらいのかなと思ったので、ちょっと指摘をさせていただきました。お答えは特にいいです。
会長	質問はよろしいですか。「はい」の声 そのほかに質疑を受けます。
委員	結局のところ、令和9年度に埼玉県では全市町村の税額を一律にするというのはもう決定事項なのですよ。
事務局	令和9年度の準統一といったところで、こちらにつきましては県の運営方針というものの位置づけが全ての市町村の共通認識で各団体の意見を取りまとめた上で策定されているといったところでございます。そういったことで、県としては、広域化の基本というものは、県内で同じ給付を受けるのであれば同じ保険税率ということで進めておりますので、そういった中でいきますと、やはり運営方針といったものに沿った形で対応していくということになるかと思えます。
委員	内容的には分かるのですがけれども、結局保険税が上がっていっぱい払わなければいけない側になると、ほかの市町村とかではどのような論議がなされているのか御存じですか。
事務局	ほかの各団体も運営方針に沿った形での運営ということで、各団体税率改定と、そういったことで6年度、早いところだと5年度から動いているところもでございます。それ以降7年度も改定に向けた動きというのはあるというふうに認識しております。
委員	ありがとうございます。下がる分にはいいのですがけれども、上がりますよね。また翌年も上がる、翌年も上がるとなると、毎年毎年高くなっているというふうにしか取れないです。下がる分にはどこの市も賛成すると思うのですがけれども、高くなるほうは毎回毎回高くなっている。パーセントで表されると数字的に分からないですよ。パーセントというのは。いくらいくら上がる、のほうはB案みたいに分かると思うのですがけれども、毎年上がってこれで終わりなのかというところがやっぱり納める側としては心配になります。その辺はこれ以上というのはないのですか。
事務局	今回の資料としては、令和9年度ということで準統一の部分のところまで示させていただいております。こちらやはりその後の推計というのが、これがなかなか医療費の動向というのもございまして非常に難しいと。県のほうも令和9年度までということで示しております。そういった中で、その後につきましては、先ほど委員からもご質問ありましたが、もしかすると医療費が減ってくるかもしれないといったところで減額といったことも可能性としてはございます。そういった中で、8年度、9年度というものが、今こちらで分かっている範囲内でお示しをさせていただいているとい

	<p>うような状況でございます。</p>
<p>委員</p>	<p>ありがとうございます。 あと、法定外繰入れが駄目になると、結局そのお金滞納している方もいらっしやいますよね。その滞納している分の方のを全部入れたとしてもまだ足りないとなると富士見市独自で足りないお金が出てくる。そうすると、それはまた住民に対する負担になるのではないのでしょうか。法定外繰入ってしないほうがいいのでしょうかけれども、難しいし、あとはちゃんと払っている人と滞納していて医療を受けている人の、ここにも不公平感が出ますよね。その辺もやっぱり同じにするのであれば同じにして、払っている側とすれば払っていない人がいるのにこのお金があればというのも思いますし、多分いろいろな方法で滞納者を減らしたりとかなさっているとは思うのですけれども、その辺の不公平感が拭えないのではないのかなというのと、法定外繰入れゼロって難しいのではないのかなというのをちょっとお尋ねしてみたいと思います。</p>
<p>事務局</p>	<p>法定外繰入れにつきましては、これまで本市においては前回税率改定をさせていただきまされたけれども、それ以降も続けて行ってきたという状況がございます。そういった中で、今回県として統一した保険税率を目指していくなかで、法定外繰入れを行っていない市町村との均衡を考えなければいけないと。そこをクリアしないと統一といったものにはいけないというような状況がございます。 ご質問にありました滞納者の方との差でございますが、こちらにつきましては12月2日以降、保険証が発行されなくなり、特別療養費の事前通知といったことで一部負担金の部分が10割になること、こういった仕組みも現在は資格証明書で対応しているところでございますが、そういった仕組みも引き続きあるということでございます。 滞納している方につきましては、まずは納税相談をしっかりと収納担当のほうで行っていただくといったこと、そういったことを踏まえつつ、場合によっては一部負担金のほうの取扱いということで対応せざるを得なくなるというようなところで、きちんと納税していただいている方との公平性というのは確保していきたいというふうに考えております。</p>
<p>会長</p>	<p>そのほかに質疑を受けます。</p>
<p>委員</p>	<p>少し先の話なのですけれども、やはり国保加入世帯にとってはかなり負担が大きいというか反響が大きいと。当然もう議会で議決を得なくてはいけないわけなのですけれども、国保加入世帯1万3,000世帯あまりあります。富士見市の全世帯ではないのですけれども、そういったところでできるだけ周知徹底というようなことを、もちろん税を変えた場合、周知するようだと思うのです。ただ単に7月のそういった納税通知書ですか、そういったところに説明を入れている。高齢者の方もいっぱいいるので、最終的に金額だけなのです。なぜこんなにあるのだ。後から見てもよく分からないということになりかねないので、そういった部分では近隣の自治体も同じだと思うのです。状況は。だからそういう意味では、これは私の要望な</p>

	<p>のですけれども、非常に丁寧にある程度物事を進めていく必要があるのかなど。県のホームページ見ると県民コメントということで、パブコメみたいな、第3期の運営方針についての県民コメントがそれぞれ載っているのです。私なんか全然知らなかったのです。そのコメントは、軒並み反対なのです。そういった声が新たな方面に広がっていく。そういった意味では対象世帯が1万3,000世帯ぐらいでそれに比べれば限定的なのでしょうけれども、非常にそこが心配なので、その辺の周知を十分図っていただきたい。これは要望です。先の話ですから。</p>
会長	<p>ありがとうございます。そのほかに質疑を受けます。 それでは、せつかくの機会ですので、委員の方々に私のほうからご指名させていただきます。この問題に対して考え方、またはこうしたらどうだろうとか、様々なご意見がございましたら発言をしていただきたいと思います。委員の皆様どうぞよろしくお願いいたします。</p>
委員	<p>先の質問で大まかなところは分かりました。ただ、細かいところはまだ私も理解できていないところがあるのですけれども、いずれにしろ9年度で統一しなければいけないということで段階的に引上げになっていくと思うのです。均等割の引上げ、増額ということなのですけれども、これ全ての人が同じように負担しなければいけないと思うので、比較的所得の低いような世帯でも同じように負担しなければいけないということになると思うのです。この辺について事務局はどういうふうに考えているのでしょうか。</p>
事務局	<p>委員おっしゃるとおり、均等割の増額は、影響が大きいというふうに考えております。均等割の引上げにつきましては、低所得者の方の直接的な負担ということになります。そういった意味で、急激な引上げというのは難しいというふうに考えております。そこで、他団体のように財政調整基金など、基金があるところは活用するのですが、そういったものはないといった中でどういう対応をするかということで、今回段階的にということを選択をさせていただいているところでございます。また、均等割につきましては、前回改定時に多子減免といったことで減免制度を行いました。今回、事務局といたしましては、均等割、多子減免、そういったものを踏まえた上で何らかの措置というものを考えているところでございます。</p>
委員	<p>周知だけはしっかりとしていかなければいけないなと特に思いますので、よろしくどうぞお願いいたします。ありがとうございます。</p>
委員	<p>私からといいますか、皆さんのように全然分からないと言ってもいいぐらい数字が大きい数字でなっています。何が言いたいかと言いますと、我々は保険にかかっている側なので、支払いが出てくるということは、とにかく上がってこなければいけないのはもう嫌だというわけにいかないわけです。それを審議しろという場にいるわけです。今、私も、一人の人間として皆さんと同じようにどうしたらいいかというのを考えさせていただいているのですが、いつまでたっても上がっていくような形でしか見えないのです。当然医療費の分は負担が大きくなっていますので、医療も我々と同じ</p>

	<p>ように年齢が重ねていくと医療費がどんどん高くなっていくというふうな形もありますので仕方がないのかなとは思いますが、仕方がないことがこういう場面がないと分からない。ですから、どうPRしていただいているのかというのが問題なのかなと思うのです。</p> <p>皆さんの中でこういう資料があって、では納付書が来たときに、先ほどもどなたかおっしゃっておられましたように、小さい文字で書いてある。この内容を読んで納得ができるようになったら、はい、上がりますよというのと違って、すごく分かりづらいことがたくさんある。どういうふうにPRしてもらえるのかというのがちょっと見えない。ですから、納得がいくように、問題が出ないように払うには広報をいかにしていただけるのかというのが私重要なのではないかなと思うのです。払う側に立って、年金は増えないわ、あれは払うわ、これは高くなるので、どんどん、どんどん大きくなっていってしまいますので、こういうふうに保険はかかって、こういうふうに皆さんの役に立っています。ですから、このぐらいの負担をお願いできますかということのもう少しPRをしていただければというふうに思っているのですけれども、お願いできたらということで、ひとつ私の意見として出させていただきました。</p>
会長	<p>ありがとうございます。それでは、今のご意見に対して事務局のほうから何かありましたら。</p>
事務局	<p>ご意見ありがとうございます。各委員さんから、この周知について何点かご意見頂戴いたしました。ありがとうございます。おっしゃるとおり、国保税につきましては、医療費に充当するといった部分で、そういった仕組みの部分になかなか分かりづらいところでもございます。そういったところで今後、ホームページには当然なのですけれども、その他個別に改定についての周知を行うとか、何らかの方法で現状を、医療費はこれだけかかって、やはり負担としてはこういうふうになってくるといったもの。そういった背景も含めまして皆さんに周知をしていきたいと考えております。よろしくお願いします。</p>
委員	<p>結論的なことになってしまうのですけれども、私は個人的にはA、B、Cの中でB案がいいかなと思っているのです。あと、今おっしゃっていたように広報等の周知ですね。今世の中でデジタル化とか言っていますけれども、私自身もそうですけれども、ホームページとか、いろんな世の中のデータというのはホームページで見てくださいますよね。でも、嫌いと言ったらおかしいですけれども、苦手な人だといろいろ取っ付きにくいのですよね。いろんな人がいるので、ちょっと古いのですが、基本的には広報等で、紙で、目で、見て、読ませて、理解できるものが個人的にはやっぱり、デジタル化も非常に重要ですが、併せて方法といいますか、徹底していただきたいなどは強く思います。</p>
委員	<p>決まったことなのでやるしかないとは思いますが、県全体の会議にも出させていただいたことありまして、やっぱり各市町村赤字解消計画に則って進んでいることなのだと思います。法定外繰入れという制度は国</p>

	<p>保有で、支払基金、社保加入者にとってはない仕組みなので、それはやっぱり全国民からすれば納得のいかないところだと思いますので、それは他の委員がおっしゃったように早急になくしていくべきかなと。その中で、多分 2040 年までは医療費は上がると思います。2040 年以降は人口も減ってきます。人口自体はもうちょっと先に減るのですけれども、予測であると 2040 年まで医療費は上がり続けると思います。かつ人口は減ってきているので、保険料率 14.05 とありましたけれども、私の予測でいくともうちょっと上がっていくのではないかな。やっぱりその辺を県民の皆さんに理解していただくとともに、それを上げないためにはどういう施策があるのか。仮に健康診断の受診率が富士見市どのぐらいなのだろう。それが上がることによって、どのぐらいの医療費が削減できるのだろう。それによって料率はどのぐらい下がるのかなという未来も含めた形で丁寧に説明していく。これ上げるしかないと思うので、どういうふうに納得していただきながら上げていくのが大切なのかなというふうに思います。</p>
<p>委員</p>	<p>私のほうも保険料率を上げるということはやむを得ないというところなのですが、確認なのですけれども、例えば 3 年後の令和 9 年度の推計 14.05% というのは、これはほぼ確定という形での数字なのですよね。例えば来年度になるとまた 9 年度の数値が上がるとかということはない。まず一つなのですけれども、それと例えば県内統一ということ考えたときに、所得割と均等割とかという部分があるのですけれども、ほかのところでは資産割あるいは平等割というものがあると。そうすると、この辺の統一というところはないのかなと。どこに住んでも同じ料率ということ割れば均等割がほかの市町村で 6 万円、ここは 4 万円、ここでも差が出てくると。税率は同じなのでしょうけれども、そういったところでの計算方法が統一されるのかというところがどうなのかなというところでは。</p> <p>先ほどの市の財政からの繰入れというのはどうしてもそこに住んでいる国保以外の方には、これにも書いてあるように二重取りという形もありますので、そこを解消するのにこういった県の統一という考え方に基づくものだと思うので、これはやむを得ないというところで、取扱いについては市の方針というところで事務局の方針に考えていただければそれはよろしいのかなと、私は思います。</p>
<p>事務局</p>	<p>ありがとうございます。今 2 点ほどご質問ということでした。令和 9 年度、14.05%、こちらが確実にこれでいくのかどうかというところだと思います。こちらにつきましては、県のほうも現在の推計値ということでございますので、これが上がるかもしれない、下がるかもしれない。近づけばリアルにそれが確定値に近づいてくるのですけれども、現状ではというところでのこの数字が出ております。したがって、今回ご提示させていただいた案でございますけれども、これも現在のもので作成はさせていただいておりますが、大きくは変わらないのではないかなというふうには考えております。</p> <p>もう一点、方式の統一の関係でございますけれども、こちらも現在 4 方式でやっているところ、あるいは 3 方式というところがございますが、最終的な県の運営方針の目指す完全統一といったところでは 2 方式というところ</p>

<p>委員</p>	<p>ろで、これは標準保険税率も算定されていきますので、そういった部分では2方式になるというふうに考えております。</p> <p>上げていくのは、いたし方ないというところで私も同様の意見であります。私のところは社会保険のところなのですが、やはり医療費の保険料、そのときそのときの財政に応じて上げる上げないというのは毎年議論して、上げるなら上げるで皆さんに周知しなければいけないのですが、最初に意見も出ていらっしゃいますけれども、やはりどのように納得していただいて分かっていたかのように周知をするかというのはなかなか難しく、私どもだと冊子をお配りして見てもらう機会をつくっておるのですが、だんだん紙で見てもらう機会も要望が減ってきているというか、発行部数も、インターネットあるから紙では要らないというのはちょっと増えてきている状況でして、だからといってやっぱり皆さんがホームページ見るかという、アクセス数とか見るとそうでもないというところがあるので、いかに興味を持ってもらうかというところから考えなければいけないというふうに私どもも思っていますので、今回国民健康保険の国保の被保険者の皆さん大変な大きなことだと思いますので、いかにうまいことPRしていただければなど、そういうふうに思っております。</p>
<p>委員</p>	<p>令和9年度の準統一に向けて埼玉県がこうやって定めている以上、事務局の皆さんが、職員の皆さんが示されている案というものはもちろん理解はできます。あとは、皆さんが言われているように、広報等による周知、これが大切になってくるとは思っておりますので、それが大切だと思っております。</p>
<p>会長</p>	<p>全ての委員さんからの意見を聞かせていただきました。そのほかどなたか質疑をお持ちの方いましたら挙手をお願いいたします。どうでしょうか。</p>
<p>委員</p>	<p>1点確認させてください。運営方針の最後のページ、先ほどちょっと触れたのですが、施策の実施のために必要な関係市町村相互間の連絡調整等ということで、それぞれ3つのワーキンググループに分けて、今後も継続して検討していくという中で、ホームページを見たら従来のワーキンググループの中に富士見市が入っていなかったように思うのです。推進会議のメンバーは、63市町村の主管課長で構成されていると。ワーキンググループの中では、従来のそういった市町村のメンバーを踏襲するのか、新たに全市町村が関わって連絡調整するのか、それは情報をいろいろ収集するためにも私は必要だと思っておりますので、その辺、確認のためにお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>県の各ワーキンググループ、こちらにつきましては、県内のそれぞれの地区からのある意味代表といえますか、そういった市町村で構成されています。ただ、これにつきましては、年度が変わるとグループも変わってきますので、それが1点。それと、主管課長の推進会議等での連携もございます。あとは個別に県のほうでの情報収集といったことも可能でございますの</p>

	<p>で、そういったことも活用しながら情報収集のほうは進めていきたいと考えております。</p>
<p>会長</p>	<p>そのほかに。大丈夫でしょうか。 それでは、これまでの質疑を踏まえて結論の方向性が少し見えてきたのかなというふうに私は思っております。本日事務局から新たな説明もありましたので、日を改めてこの議論の整理をしつつ、方向性を明らかにしていきたいなと思っております。そして、答申をしたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。 それでは、次回の開催日時は、後ほど事務局より皆さんにお伝えしたいと思っております。</p>
<p>会長</p>	<p>6 その他 その他の関係で委員の方から何かございましたらお願いしたいと思いません。「なし」の声 ないようでしたら、事務局いかがでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>そうしましたら、次回の運営協議会の開催でございますけれども、10月3日木曜日、午後3時30分から、場所は市長公室ということでよろしく願いいたします。</p>
<p>会長</p>	<p>それでは、次回は10月3日木曜日ということでございますので、よろしく願いいたします。</p> <p>7 会議録の確認について 会議録がまとまり次第、向井委員と塩野委員に署名依頼</p> <p>8 閉 会</p>